

ガス保安及び産業保安に係る手続きの相談・届出について

令和2年4月8日
関東東北産業保安監督部
保安課

日頃より、ガス保安行政及び産業保安行政に、ご理解、ご協力をいただきまして、ありがとうございます。昨今の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、各地で外出自粛要請等が出されているところです。このような状況を踏まえ、関東東北産業保安監督部保安課で受付手続きに関する相談や申請・届出は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に重要な時期であることから、当面の間、原則、電話・郵送にて対応をお願いすることとしましたので、お知らせします。

【取り扱っている法令】

- ▶ ガス事業法
 - ▶ 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律
 - ▶ 高压ガス保安法
 - ▶ 火薬類取締法
 - ▶ 石油コンビナート等災害防止法
 - ▶ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- ※ 上記法令のうち、保安に係る規定が該当します。

(郵送で送付いただく際のお願い)

- ・届出書類は返信用の封筒(切手貼付、返信の宛先を記載して下さい。)を同封して送付下さい。
- ・不明点がありましたら電話にて問い合わせをさせていただきますので、必ず連絡先の電話番号及び担当者名の記載もお願いいたします。

(相談・問い合わせ・郵送先)

- 経済産業省 関東東北産業保安監督部 保安課
- 住所: 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
- TEL:048-600-0417(都市ガス(旧簡易ガス含む))
- TEL:048-600-0418(液化石油ガス)
- TEL:048-600-0294(高压ガス・コンビナート・火薬類)
- TEL:048-600-0359(ガス事業法に基づく事故関係)
- FAX:048-601-1317

- 保安ネットポータル

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/index.html

関東東北産業保安監督部の所管は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県¹の事業場(1都10県)になります。
ガスに関するものについては、静岡県磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る)を除く。

なお、東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)の事業場に係る手続きは、関東東北産業保安監督部・東北支部(電話:022-221-4956)へお問い合わせ下さい。

以上、お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いたします。